

Ryukoku University

日本学生支援機構 給付奨学金
(高等教育の修学支援新制度)
【在学採用・定期一次募集】



在学採用とは、進学後に奨学金を新規で申請する採用方式です。
申請は大学を通して行い、申請に基づく大学からの推薦を受けて、
日本学生支援機構が選考の上、採用の可否を決定します。



これからご説明する手続きは

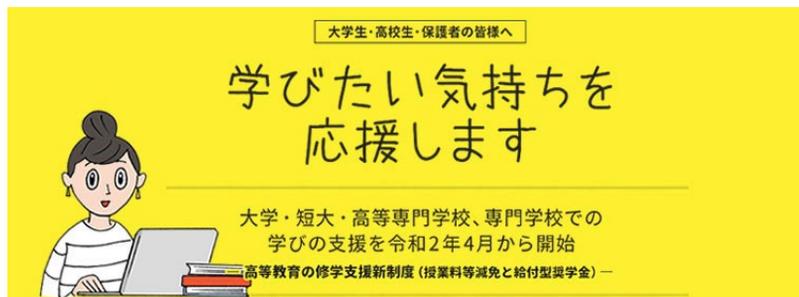
『高等教育の修学支援新制度』
(給付奨学金＋授業料等減免)

の新規申請者（進学前に申込みをしていない方）が対象です

- ・進学前に採用候補者となった方（予約採用）
- ・貸与奨学金（卒業後に返済が必要）の申請を希望する方

は案内が異なりますのでご注意ください。

『高等教育の修学支援新制度』とは、経済的理由で進学・修学の継続を断念することのないよう、2020年4月から開始された制度です。
給付奨学金の採用者は、授業料・入学金（新入生のみ）も減免されます。



給付奨学金



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization



授業料等減免



文部科学省

『高等教育の修学支援新制度』について

子供3人以上の世帯への支援（多子世帯の大学無償化制度）も、

『高等教育の修学支援新制度』の拡充により2025年度から実施しています。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！
（「高等教育の修学支援新制度」の拡充）

開始時期 令和 7 年度～（入学生及び在学生） <small>※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。</small>	所得に関する要件 所得基準 制限 なし
支援対象 子供 3 人以上の世帯の学生	学修意欲・成績に関する要件 採用前 学修意欲 があれば採用 採用後 学修意欲と成果 を毎年確認
支援金額 授業料 70 万・入学金 26 万 <small>（私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援） ※現在支給ではなく、各学年の授業料が確認されます。</small>	<small>※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認</small>
申込手続 令和7年度 入学後 各学校窓口で <small>（各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）</small>	

※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込みが可能です。

扶養する子供が3人以上の世帯が対象 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="text-align: center;"><p>第1子 (大学生)</p></div><div style="text-align: center;"><p>第2子 (高校生)</p></div><div style="text-align: center;"><p>第3子 (中学生)</p></div></div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">※○が多子世帯の支援対象</p> <ul style="list-style-type: none">• 3人以上を同時に扶養（経済的に支援している間）は、第1子から支援対象• 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外	税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="text-align: center;"><p>マイナンバー</p></div><div style="text-align: center;"><p>マイナンバー</p></div></div> <ul style="list-style-type: none">• 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認• 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準	要件を満たした学校が対象 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="text-align: center;"><p>OK!</p></div><div style="text-align: center;"></div></div> <ul style="list-style-type: none">• 一定の要件を満たした学校が対象 (大学・短期大学・高等専門学校(4-5年)・専門学校) <p style="text-align: center; font-size: x-small;">対象となる大学等の一覧はこちら</p> <div style="text-align: right;"></div>
--	--	---

日本学生支援機構（JASSO）

<https://www.jasso.go.jp>



文部科学省（特設サイト）

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>



給付奨学金制度の対象になりそうかどうか

大まかに調べることができます

※採用を保証するものではありません



独立行政法人
JASSO 日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

ホーム >

進学したら、生活費はいくらかかるのかな？

進学資金シミュレーター

進学を考えた高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。
このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

併にも利用できる奨学金があるか、調べたいな。

シミュレーションする

詳細については、本学Webサイトに掲載予定（3月下旬頃）です。

[トップページ](#) > [学生生活・就職支援](#) > [学費・奨学金](#) > [News](#)

4月上旬頃

募集開始、本学が指定する期日までに申請書類を提出する

4月中旬頃

申請書類等を本学が精査

識別番号（ログインID・パスワード）を交付

- ① スカラネット入力（インターネット）
- ② マイナンバー提出等の手続き（インターネット）
- ③ 「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出（郵送）

5～6月頃

選考（日本学生支援機構）

7月頃

採否決定・奨学金の交付（振込）開始

8～9月頃

採用手続き（奨学生証の受領等）

- 採用後も、家計基準や学業成績の基準で判定が行われます。（適格認定）基準を満たさない場合、支援は**停止**もしくは**廃止**となります。
万が一、学業成績が著しく不良な場合は、**当学年に支給された奨学金の全額返金**が求められます。
- 採用後も、奨学生の身分を維持するために必要な手続きが発生します。定められた期限内に行わなかったり、本学からの指導に応じなかった場合、支援は**停止**、もしくは**廃止**となります。
- 貸与型の第一種奨学金と同時に採用された場合、**第一種奨学金の貸与月額**は制限されます。（併給調整）
- 虚偽の内容で申請を行ったことが判明した場合、**採用は取り消され、支給された奨学金の140%を請求**されます。

学力基準

【一年次】

次の いずれかに 該当すること

- 高等教育等における評定平均値が3.5以上であること、
又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に
属すること
- 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- 「学修計画書」を提出し、学修の意欲や目的、
将来の人生設計等が確認できること

学力基準

【二年次以上】

次の いずれかに 該当すること

- GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること
- 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が、「学修計画書」で確認できること

学業成績等の基準

次の いずれかに 該当する場合は申請できません

- **留年**（標準修業年限で卒業できないこと）が確定したこと
- 修得した単位数の合計数が標準単位数の**6割以下**であること
- 履修科目の授業への出席率が**6割以下**であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

※給付奨学金に採用された後、上記に該当した場合は、**適格認定（学業）**により支援は**廃止**となります。

家計基準

【第Ⅰ区分】

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税
(支給(減免)額算定基準額の合計が100円未満)

【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給(減免)額算定基準額の合計が
100円以上 25,600円未満

【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給(減免)額算定基準額の合計が
25,600円以上 51,300円未満

家計基準に係る審査は、日本学生支援機構がマイナンバーを利用して取得した情報に基づき、独自に実施されます。

家計基準

【第IV区分】

本人と生計維持者の支給（減免）額算定基準額の合計が
51,300円以上 154,500円未満であり、かつ

- ・ 多子世帯（扶養する子の数が3人以上である世帯）
- ・ 理工農系学部（本学では先端理工学部および農学部）在籍者

のいずれかに該当すること

家計基準に係る審査は、日本学生支援機構がマイナンバーを利用して取得した情報に基づき、独自に実施されます。

家計基準

【多子世帯】 2025年度から新設

本人と生計維持者の支給（減免）額算定基準額の合計が154,500円以上（第Ⅰ～Ⅳ区分の基準外）であり、かつ多子世帯（扶養する子の数が3人以上である世帯）に該当すること

※家計基準が第Ⅱ～Ⅳ区分であり、かつ多子世帯に該当する場合も、従来の給付奨学金に加えて、拡充される支援（授業料等の減免）を受けることができます。

家計基準に係る審査は、日本学生支援機構がマイナンバーを利用して取得した情報に基づき、独自に実施されます。

資産要件

本人と生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること。

(不動産、負債は対象としない)

【基準額】 2025年度から変更

給付奨学金 5,000万円 未満

授業料等減免 5,000万円 未満

(多子世帯の授業料等減免は3億円未満)

その他の基準

【大学等への入学時期等に係る基準】

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していないこと

※「災害・傷病その他のやむを得ない事由」により2年を超過する場合は申し出ください

【外国籍の方（在留資格）に係る基準】

外国籍の方は、①②③のいずれかに該当すること。

- ①在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のいずれかである者
- ②在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある者
- ③在留資格が「家族滞在」であって、日本に定着して就労する意思がある者（要件あり）

※申請時に在留資格を証明する書類の提出が必要です

給付奨学生に採用されてから卒業（標準修業年限の終期）までの間、支援区分と通学形態により決定した金額が、毎月1回支給されます。

学校種別	区分	自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学	第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 〈多子世帯〉	9,600円 (10,700円)	19,000円
	第Ⅳ区分 〈理工農系〉	無し	無し
	多子世帯 (家計基準外)	無し	無し

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している者、および進学後も児童養護施設等から通学する者は、上表の括弧内の金額が適用されます。

給付奨学生に採用されてから卒業（標準修業年限の終期）までの間、学校種別および支援区分に基づいた金額が授業料等から減免されます。

区分	授業料等の減免額
第Ⅰ区分	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分 （1子・2子世帯）	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分 （1子・2子世帯）	第Ⅰ区分の減免額の 1/3
第Ⅳ区分 〈理工農系〉	第Ⅰ区分の減免額の 1/3

（例）給付奨学金に第Ⅰ区分で採用された大学生の場合

学校種別	減免額（入学金）	減免額（授業料）
大学	260,000円	700,000円（年額）

※毎年10月に行われる適格認定（家計基準）により、翌年度9月までの支援区分が変更されたり、**支援区分外となり減免が停止される**場合があります。

給付奨学生に採用されてから卒業（標準修業年限の終期）までの間、学校種別および支援区分に基づいた金額が授業料等から減免されます。

区分	授業料等の減免額
第Ⅰ区分 (多子世帯)	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分 (多子世帯)	
第Ⅲ区分 (多子世帯)	
第Ⅳ区分 (多子世帯)	
多子世帯 (支援区分外)	

※多子世帯の判定も、適格認定（家計基準）によって年度毎に実施されます。世帯が扶養する子供の数（日本学生支援機構がマイナンバー情報から取得）が二人以下となった時点で、**多子世帯に対する減免は終了**します。

給付奨学金と第一種奨学金を同時に利用する場合は、第一種奨学金の利用額が制限されます。

【併給調整が適用された場合の第一種奨学金の貸与月額（例）】

学校種別	区分	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分 (1子・2子世帯)	0円	0円
	第Ⅱ区分 (1子・2子世帯)	0円	0円
	第Ⅲ区分 (1子・2子世帯)	21,700円	19,200円
	第Ⅳ区分 <理工農系>	34,500円	44,500円

※上記以外の金額は、4月配布予定の「奨学金案内ダイジェスト」にてご確認ください。

※給付奨学金の支給額が0円の場合も、**授業料等減免の金額に応じて併給調整が行われます。**

第一種奨学金と給付奨学金の両方に採用された場合、
第一種奨学金の貸与月額が制限されます。これを**併給調整**といいます。

【併給調整が適用された場合の第一種奨学金の貸与月額（例）】

学校種別	区分	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分 〈多子世帯〉	0円	0円
	第Ⅱ区分 〈多子世帯〉	0円	0円
	第Ⅲ区分 〈多子世帯〉	0円	0円
	第Ⅳ区分 〈多子世帯〉	0円	0円
	多子世帯 (家計基準外)	0円	5,600円

※上記以外の金額は、4月配布予定の「奨学金案内ダイジェスト」にてご確認ください。

※給付奨学金の支給額が0円の場合も、**授業料等減免の金額に応じて併給調整が行われます。**

奨学金制度の概要や、詳しい募集要項については、
4月に配布予定の申込関係資料でご確認ください。



※画像は2025年度のものです。

本学Webサイトに3月下旬頃の掲載を予定しています

奨学金の情報発信について

【重要】

進学後、最新の奨学金情報は、

■本学Webサイト

■学生専用ポータルサイト

に掲載します。

奨学金の新規募集や、採用後の各種手続きについて、
電話やメールでの個別連絡は実施しません。

各自が責任をもって、奨学金に関わる情報を確認し、
必要な手続きを行ってください。

【本学Webサイト】

https://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/expense

(トップページ > 学生生活・就職支援 > 学費・奨学金)

【学生専用ポータルサイト】

<https://portal.ryukoku.ac.jp>

(ホームのお知らせ [MORE] > 奨学金・貸付金)